

広域水田遺跡調査と豊後国田染荘

海老澤衷

一 東国と西国

私が生まれたのは、東京都奥多摩町の大字棚沢というところです。中世には「祐保」がありました。江戸時代の初めに、俗に振袖火事と言われる明暦の大火がありました。その後、江戸を復興するために多摩川の上流の木材を切り出して筏に組み、下流に流したわけですが、その時の中継点として、村が出来上ったと言われています。現在でも、三百戸ぐらいの家がありますが、水田は一枚もありません。豊後ですと、どんな山奥に行っても水田を持たない村は、稀だと思いますけれども関東の方では、そういう事はよくあることあります。例えば、西武新宿線という私鉄があります。その西武新宿線に乗って行きますと、「タナシ」という駅があります。田んぼが無いと書くわけです。

田無市史を編纂することになった私の友人に名前の由来を聞いてみましたところ、「市域全体に田んぼが一枚もないから『田無市』⁽¹⁾といふんだ。」こういふことであります。やはり西国では考えられないことだと思います。

更に申しますと、このようすに何で生活が営めるかということになります。先程言いましたように江戸という大消費都市に対する非農業的な生産の場になっているという事が、一つあります。しかし、生産力は一貫して低く富の蓄積が実際に出来始めるのは幕末のことになります。幕末期になりますと、一気に経済力が上昇するのですが、その契機となりましたのはやはりペリー来航であります。井伊直弼によって開港され、貿易が開始されました。そうしますとこの地域は絹の主要生産地にな

るわけであります。関東の西の方、例をあげてみると足利・桐生・秩父・飯能・青梅・五日市・町田、という一つのゾーンが出来まして、それが「絹の道」と呼ばれる一つの経済圏をなすことになります。これが横浜まで通じまして、集められた絹は直接貿易の対象になります。この時期にやはり一挙に経済が興隆する。今でも例えば、秩父という所では秩父夜祭りという有名な祭りがあります。非常に豪勢な山車がたくさん出るわけですが、そういうものも大体幕末明治維新时期に出来上がったものということであります。それが、明治十年代に入りますと松方デフレの影響を受けて、先程言いました秩父では、一挙に没落します。そのため、かの有名な秩父事件（一八八四年）という大きな暴動が起きることになるわけです。それからすでに慶応年間には武州一揆という、こちらで言えば豊前と豊後を合わせたぐらいの地域一帯に、一揆がおきるという状況があったわけです。そういう風にやはり農業生産の基盤そのものが東国の方では、脆弱であるということは間違いないことだと思います。

それで私が、「広域水田遺跡」というものに関わるようになったのも、そういう一つの水田欠乏性ということにあると思います。つまりこちらの人だったらあたりまえのものが、私にはあたり前に見えないということが基本的な所であります。

(2) しかしながらもう少し、こちらの水田と言うものを積極的に評価したいと考えます。と申しますのは、「大分県史」の古代編Ⅱで若干書かせて頂きましたけれども、国東地域に平安時代から文化が芽生える。これは東の平泉とともに平安時代の中央の文化が地方に流入した現象として教科書にも載っているわけです。すなわち東の平泉・西の国東という風に言われ、その象徴として六郷満山文化がありました。しかしそれを生み出した背景は何かということを考えますと、その生産基盤はやはり水田にあります。それは国東地域が九州の中でも非常に開発が早かった。そして大規模な開発が行われた。そのために他よりも多くの富が蓄積できた。それがあのような国東の文化を生みだすもとになった。と考えられます。つまり東の平泉は黄金が出たわけであります。西の国東は、水田であります。これはまず間違いない事だと私は確信しているのであります。それは、豊後のなかでも中世前期における国東郡の水田化率というものは非常に高いものがありますし、九州一円を見てもやはりそのよ

うな事が言えます。ですから文化というのは、意識だけでは生まれないというふうに思えるのです。

二 広域水田遺跡調査の目的

以上がいわば前置きの話であります。本日お話ししますのは「広域水田遺跡調査」であります。この名前は耳なれない人が多いかと思います。実はこれは文化庁の記念物課がつけた名称であります。昭和五十三年十月一日、信濃史学会主催の地方史研究全国大会が開かれ、「圃場整備事業に対する宣言」⁽³⁾と言うものが提出されました。それがこのような「広域水田遺跡調査」というものをスタートさせる一つの契機となっています。と申しますのは、高度経済成長期に入りまして、圃場整備事業、いわゆる農業基盤整備というのが全国的に行われるようになる。そうしますと旧来の水田景観というのは一変してしまいます。特に信濃史学会の人たちがそれらに対し危機感を持ちまして、圃場整備そのものは止められないにしても少しでも旧観を保つていてるうちに調査しておかなければいけないんだと言うのが、圃場整備に対する宣言の主旨であります。その中では、旧来の原地形を復原するということであり、小字名や歴史的な道等を記録保存する。そういうことがうたわれています。このような状況下におきまして、もちろん信濃史学会の人たちは文化庁へ度々陳情を行つてゐるという状況があるわけですが、その中で問題点がだんだん鮮明になって来て昭和五十七年から奈良国立文化財研究所におきまして、「条里制研究会」という研究集会が、三年間開かれました。今日のレジュメの一番最初に載せておりますのは「条里制の諸問題」の三年目に出来ましたものから転載させてもらつたものです。文化庁の河原調査官が「広域水田遺跡保護の実体状況」というテーマで報告されました。表を詳細に見ていただくと、非常に多くの問題を含んでいる事がわかります。まず、今回の問題に関係することですが、遺跡の数を見ていただきますと、全国に莊園遺跡といふものは四百二十一ヶ所確認できます。史料によって知られてゐる莊園は、三千ヶ所ぐらいですからその十パーセント強が実は遺跡として確認されているという状況があります。次に見ていきますとこの中に文献調査を三百七十七ヶ所で行つてあることが読みとれますと実は明治以来中央

	遺跡数		文献調査		地図の作成		現状の記録		水系の調査		金石文の調査		件数	発掘調査	
	条里	莊園	一、〇三三	三四一	六二一	四二一	一一四	二二七	三三三	三七九	七九	五三	一四一		
計									八〇	一一八	四五	六九	二六	八	

「条里制の諸問題Ⅲ」(奈良国立文化財研究所 一九八四年)より転載

・地方の研究者が総がかりで莊園調査してきたほとんどすべての数ということができます。それだけやってきているにもかかわらず、遺跡が確認されながら文献的調査の未了所がだいたい半数ぐらいはあるということがわかります。

したがって中世史研究者、莊園研究者が今まで何をしてきたかということになるわけであります。それと共に、まだ百カ所ぐらいは全く手のついていない所があるということがここでわかります。条里遺構の場合は、この率が更に低くなると申しますが、六百カ所ぐらいは確認されておりながら文献調査は実際百十四カ所でしか行われていないという状況があります。この条里の場合には、埋蔵文化財の分布調査でその数がたくさん認められたわけであります。それに対して調査の方は、まだそれに追いついていないとあります。実際発掘調査が行われている例というのは、莊園・条里に限ってもそれぞれ非常に少ないということができるわけであります。そして特にこの通り現況の記録が必要であるということです。地図の作成・小字名の調査・水系の調査・金石文の調査、いわばこの四つの調査が「広域水田遺跡調査」の基本でありまして、不可欠のものです。

しかししながら、この基本調査だけでは圃場整備等によって破壊されていく水田の調査としては不十分であり、調査体制を整

備することが急務となっています。さて調査の目指すところですが、ここにありますように、もちろんその地域の水田の歴史を明らかにすることです。しかしながら水田そのものの調査だけでは「広域水田遺跡調査」というのは完結しないわけでありましてそれに対して文献が必要でありますし、屋敷の調査が同じく必要になつてまいりますし、それからもちろん城館の調査が必要になつてきます。そしてここにもありますけど金石文の調査が必要となります。それぞれの分野の仕事を全部積み重ねた上で、一つの莊園の調査であれば、中世村落の復原というのが最終的な目的になるわけであります。しかしながら、このように言つてしまえば簡単なことであります。それをどういう形で進めていくかということ自体その方法自分が現在摸索されている所です。私自身が悩んでいるところも、そこにあるわけです。

豊後高田市田染地区で、現在調査を進めているわけであります。田染莊に関しては、莊園そのものの構造については、ここではいちいちいいませんが、渡辺澄夫先生が最近『豊後国莊園公領史料集成Ⅰ・豊後国田染莊田原別符史料』を刊行されました。田染莊に関してその史料がまとめて公開されたのは今回がはじめてであります。この中で渡辺先生は六百点にわたる田染莊の史料を紹介されているわけであります。この六百という数は実は大変な数であります。備中國新見莊という莊園があります。これは、東寺領の莊園として著名なものですが、ここで確認されている莊園関係の刊行史料は、五百数十点でありますからこの田染莊史料というのは、それを凌駕しているのであります。従いまして文献史料の豊富さからいっても、さき程いいました三千ある莊園のうちで屈指のものであることは間違ひのないわけであります。この点からも貴重な莊園村落遺跡であります。加えまして御存知のように田染の地は富貴寺・真木大堂・熊野磨崖仏という風にスケールの大きい古代から中世にかけての文化財も保存されていますし、金石文等も少なくありません。したがいまして莊園遺跡としては調査をすすめるにあたっては、まことに好都合な所にあると言えます。

そういう所で、一つの「広域水田遺跡調査」の持つモデルパターンというものを確立していくかなければならぬと思います。それですでに、概報は三冊程出しておりまして、その中で水田等の問題につきましても度々触れてています。

三 挖立柱建築と貰屋

ここでは住居と集落の問題に焦点を絞って莊園・村落というものを考えてみようと思います。と申しますのは、実は、玖珠郡の中山田という所であります（伐株山の北麓）、昨年度発掘調査が行われまして小竿遺跡と名付けられました。⁽⁶⁾ これもやはり圃場整備に伴う調査であります。文化課の小柳和宏さんが担当しまして遺物の年代から見て十八世紀のものとしか考えられない集落が出てきたわけであります。しかもその建物はすべて掘立柱で出来てゐるということであります。我々の常識からすると、ちょっと反するような気がしますけれども、その辺を調べるように頼まれました。調査を依頼されまして、この度刊行されました報告書に若干執筆することになったわけです。それから少しいろいろ調べさせていただきました。そうしますと「森藩御記録書抜」というのが現在玖珠町の教育委員会の方に保存されているわけであります。中山田村は天領ですから、小竿遺跡の地そのものに関する史料ではありませんが、関連する史料として見過すことのできないものであることがわかりました。例えば文化四年十一月二十九日の史料がありまして、それを見ますと次のようない記録があります。

一、 新家 壱軒
中尾村 傳助弟 善助

右之家作、掘立可仕奉存候處、岩出申候而、柱立不申候故、無拠貰家ニ仕度御願申上呉候様、營出申候間、何卒願之通仰付被下置候様、宜御執成奉願上候、以上

卯十一月十九日

中尾村
源藏 印

日田御役所

すなわちここに「掘立」と「貰家」という言葉がでてきます。こういう史料は近世史の人たちにとってはあたりまえのことなんでしょうが、私にとっては非常に新鮮な感じがしたわけです。といいますのも文化四年は十九世紀に入っているわけだし

て家を建てるのに本来は掘立で建てなければいけない。しかし岩が出ていたりしてどうしても柱が立たない。だから貫屋にしたいんだと、それを願い出ているわけであります。この「貫家」といいますのは問題であります。例えば『建築史辞典』を見ますと、宮崎県では礎石を持った建物を「貫屋」という、という記載があります。

しかし豊後については別に触れられていません。この「森藩御記録書抜」の中には「地中湿強」という記述がでてまいります。すなわち非常に湿気が強いので柱が腐ってしまうということです。だからやむを得ず貫屋にさせてくれないかという史料もあります。こういう史料を見せて頂いた時に、実際私は何でそのような必要があるのだろうか、という事がわからなかつたわけです。それを掘立で作るうが、貫屋というものでしようが、別にそれは農家でやればいいことであつて、それをなぜ願い出なければならないかということであります。しかも非常にやかましく言つてはいるわけであります。

次に県史編纂室にうかがいまして臼杵藩の記録を見せていただきました。その中に、臼杵藩の法令として史料がでてまいります。まず元禄三年のことであります。「在中横屋無用の旨、被仰付置候」とあります。この横屋の「ヌキ」という字には木偏がついておりますが、これはさき程のものと同じ意味です。次に宝暦九年十月の記録には、

家宅兼々堀立ニ仰付置候処、近年者無據訳申立横屋ニ致し、少手前候者者、内造作等念を入れ、蘭畳をも敷候由相聞不相応之事ニ候、

とあります。十七世の終りから十八世紀の初めにかけては臼杵藩の一般農村では貫屋を作つてはいけないということなんです。そのために掘立に仰せ付けられるということであります。すなわち森藩でも臼杵藩でもほぼ同じ状況にあったという事が認められるわけであります。しかし臼杵藩の場合その後の経過がだいぶわかります。それによりますとやはり、農村の方にはだんだん貫屋というものを建てたいという意向が強まってくる。文化文政期までは、当局は禁止しているわけですが、それが天保九年になりますと

惣在中横屋建候義者、往古る無用之旨毎々被仰出、是迄横屋建候義御免之事者無之候処、自然ニ相流年來横屋建候者數多有

之、不相済事ニ候へ共、向後宝曆十年御極之通、す栎押・堀立ニ御引戻シ被成候而者、混雜ニ茂可相及ニ付、以来好候者江
者、横家被成御免候間、普請相願候節、横屋・腰押・掘立ニ書分ケ願書可差出候、
ということでありまして、これ以降、届出制となるわけです。それまでもちろん例外的規定がありまして市中あるいは街道筋
ではすでに貫屋でいいということが許されているわけですが、この時にいたって一般の農家においても貫家を建ててよいとい
うことになるわけです。これは天保九年であります幕末になるわけです。県史編纂室の小泊立矢さんにお話をうかがいまし
ていろいろ教えていただきました。

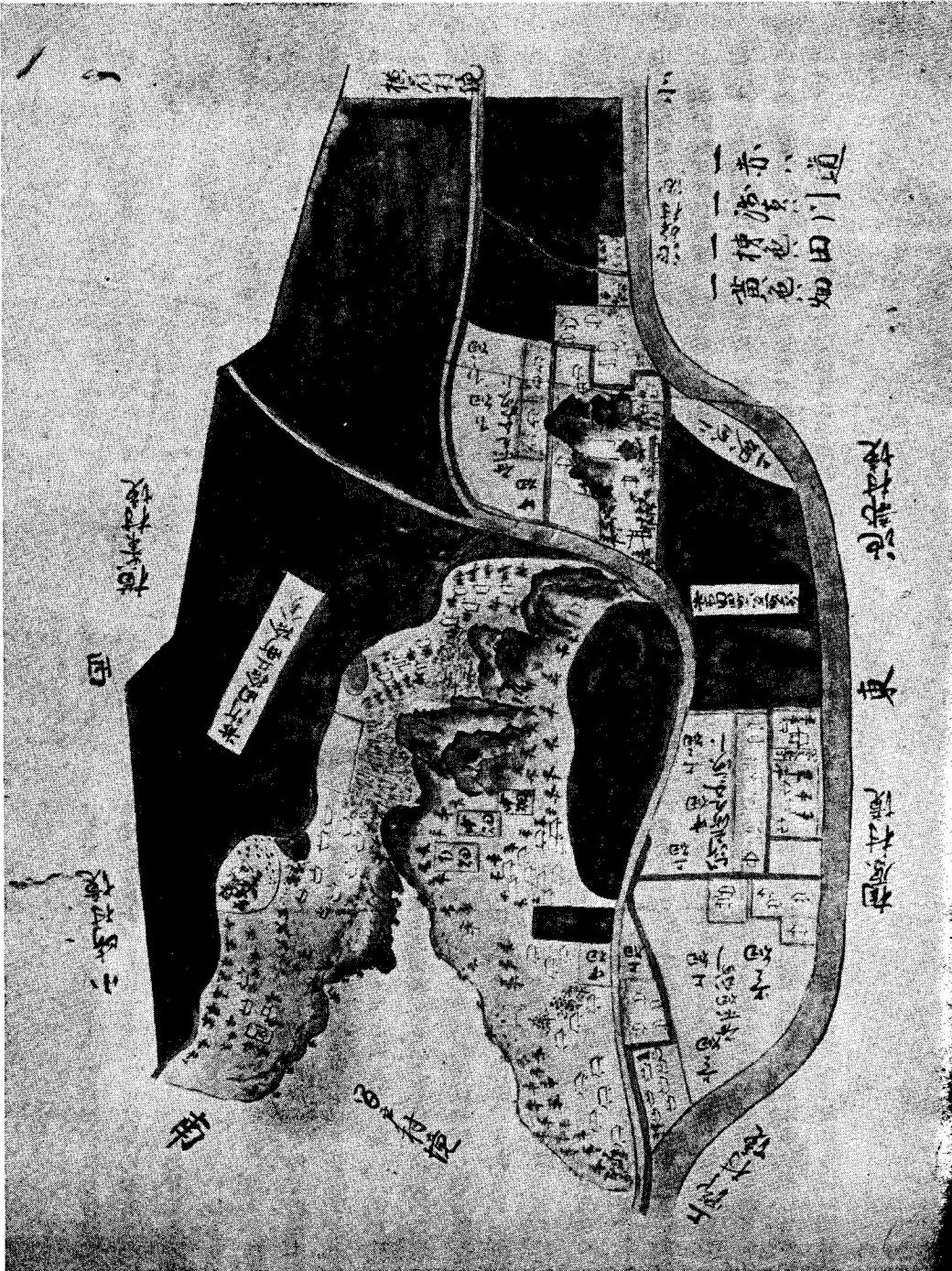
以上の例から見ますと、これらの史料の意味するところは、第一点としましては、貫屋というのは掘立に対応する言葉であ
つて礎石のある建造物であります。これはまず間違いのないことだと思います。第一点は十八世紀初頭には農家の建築として掘
立が一般であったが、十九世紀に入ると貫屋が普及しそれが公認されているという事実であります。もちろんこれは、白杵藩
と森藩の例でありますが、これをもってただちに一般化するのは問題であります。先程言いましたようにこれらの藩内に
おいても市中や街道筋では別のいろいろな問題を含んでいます。しかしながら、一般農村では十九世紀に入るまで掘立柱の建
築が主流であるということは間違いないところであります。そこで問題になりますのは、礎石のある建物をなぜ貫家と呼ぶの
かと言うことであります。私はことばの関連性がどうしてもわかりませんでした。いろいろ辞典類を引いてみても「ヌキ」
という言葉自体には礎石、石造品、あるいは基礎というような意味も出てこない。やはりいろいろ考えたところ建築部材とし
ての「貫」であるという結論に達しました。建築史、とくに民家に関する、勉強をその後にわか勉強することになってしまった
たわけであります。

そうしますとまたいろいろおもしろいことがわかつてきました。といいますのは、奈良国立文化財研究所に吉田靖さんとい
う建築史を専門にされている方がいらっしゃいます。近世肥後地方の民家について奈文研の論集等に論文を載せておられま
す。⁽⁸⁾ 建築史からいきますとこの上を小屋組と呼ぶわけです。そして下を軸部といいます。この軸という言葉は、石造品でも層

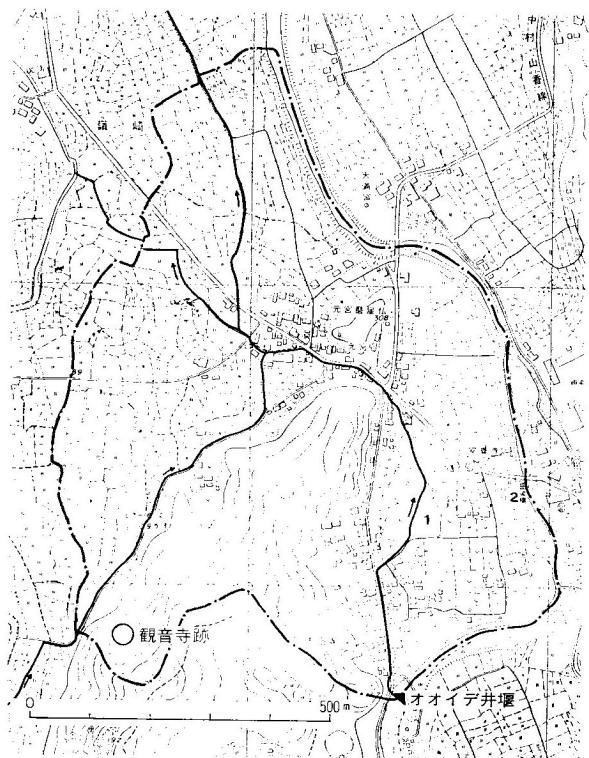
塔などの部分名称として例がありますので御存知のことと思ひます。これがまず建築史の基本知識であります。勉強させてもらつたところ貫屋を作るというのは、どういう事を指すのか、結局軸部を構造化することであるという結論に達しました。それはどういう事かと申しますとつまりさき程の掘立柱ならそれの柱はそのまま立っている訳でありますが、貫屋の場合ですると礎石を下に置いておりますので、一本一本の柱は独立しては立ちません。そのため柱と柱をつないで構造化しないとどうしても一つの家にはならないということであります。

御存知のように建築の基礎としまして、吉田靖さんの話によりますと短辺に梁がかかります。そうしますと当然に桁が長辺にかかります。その上に合掌が入ります。その合掌の上に棟木が入ります。これが建物の基本であります。しかし今言いまして様に掘立柱の場合には、これでいいわけですが、貫屋にした場合軸部に貫を入れないと構造化しないわけであります。そのため建築部材としましては、貫は補助材でありながら礎石を有する建物にとっては非常に重要な意味を有するようになつたものと思われます。従いましてそこまで行くと建築史辞典の説明というのもやや納得がいくような気がします。これを考えていきますと逆に掘立柱というものはいかに便利なものであるかということが非常によくわかります。すなわち日本の国家としてのスタートを仮に六四五年の大化の革新としますと、さき程の事例をただちに普遍化するのは危険であります。十八世紀まで約千二百年間にわたって掘立の歴史があるわけです。それに対して通常の民家における貫屋の歴史はたかだか二百年間であります。実はこの事実を歴史を学ぶ人も十分ふまえていないというのが現状であります。それから建築史の先生方も掘立柱建築は非常に長い歴史を持つているのだということがことばの端はしには出ているんですが、しかしながら掘立柱民家の変遷史というものを一ページも書いていない。これは日本の歴史研究にとって重大な欠陥をきたしていると私には思えるわけであります。例えば木村礎さんという近世史の先生がいらっしゃるわけですが、その先生によりますと山上憶良の時代には掘立柱住居が一般的になっていてそれからずっと後代の江戸初期においても武藏野の新田開発に従事した農民の住居にも掘立柱というものが見られるんだという重要な事実を指摘されております。⁽⁹⁾おそらく風土記時代以降、長く庶民住宅の一型式であったと

いわれています。しかしながら、木村さんの場合には、この武藏野の新田開発の例をかなり臨時的なものと考えておられます。それが、けっして一般的制度的なものであると認識されていないものと私は思うわけです。それでは何で一般民家はそこまで礎石を使うことが遅れたかということあります。御存知のように寺院建築といいますのは七世紀の段階で礎石を持っているわけであります。法隆寺などの中央寺院のほか国分寺あるいは郡司クラスの豪族が礎石を用いてさかんに寺院を建立しております。それにヒントを得れば律令体制期に、一般農民も礎石を有する住居を立てて良いはずです。ところが事実は十九世紀に至って一般化するわけであります。このギャップを十分に考察する必要があります。先程言つた森藩の文書によりますと自分たちで建てられないから日田の人間を加勢に呼ぶとあります。事実、当時の自給自足的な社会それは当然だつたと思います。大工とかそのような職人を使って家を建てるということは、庄屋クラスか豪農クラスでないとできないことだつたと考えられます。では自分たちで家を建てる場合はどうするのかというと、礎石を用いて作ると構造的に一体化した大きなボックスを作るわけですから技術的に一般農民にはなかなかできないし、もちろん道具もありません。また規格性のある用材が必要なわけでありますが、そういったものが、一般農民の間では調達(10)できない。そういう状況からどうしても千年間以上貫屋といふものにならなかつたと考えられるわけです。『北海道の民家』を見ますと、アイヌの民家の作り方が出ております。それによりますと地面に二つ穴を掘りまして、そこに上をY字型にした柱を二本立てるわけです。小屋組は別のところで作つておいて最後に柱の上に載せて建物を完成させます。したがいましてこの軸部は、非常に簡単なものになります。屋根と同じ材料を使つて大体鉢とか竹とかあるいはそのような草類を使って軸部も作られるわけです。農民が、自分たちの技術だけで家を作るうと思つたら、おそらく中世から近世にかけてもこれに類似した方法でやらない限り家は建てられなかつたものと思われます。そのところにやはり、堀立柱の建物の意味というのがあるわけです。だから堀立小屋という言葉は軽蔑の意味を含んでおりますけれども、礎石をともなつた寺院が各地に普及してからも千年以上にわたつて勤労する人々にとっては、それこそが自分の家だったわけです。その認識というのは、十分持たねばいけないと思います。しかしながら、今言いましたように軸部が



豊後国田染組中村絵図



中村の領域と水路

非常に未熟であります、これがやはり特徴になります。それで今日のレジュメでたとえば田染組中村絵図というものは調査が始まるまで所在が不明だったのですが、幸いにも『概報Ⅲ』で紹介することができました。この絵図で民家が沢山建っていますが、その形を見ますと、やはり屋根は明瞭ですが、それにひきかえ軸部の方は、ちょっと描き方が弱いわけです。これも軸部の未熟さを示すものであります。これに反して寺院や堂は軸部も構造的に描かれています。そういう目でみると『日本歴史』の六月号、つまり今月号になりますが、「普通寺の伽藍並びに寺領絵図」が紹介されています。これは重要文化財だそうですが、まことに普通寺の伽藍配置がのっています。非常に立派な小屋組と軸部を持っています。しかしながらそのまわりの民家を見ますと、小屋組だけしか描かれておりません。この普通寺並びに寺領絵図は鎌倉時代のものなんですが、民家がたくさん書いてあるわけです。今まで私は、これに類似した絵図を見た場合、重要な部分だけをしつかり書いて、あとは程々に書いたからこういう事になつたと考えてきました。ところが、そうではなくてこういう書き方の中に当時の民家に対する意識が存在したらしいことがあります。すなわちここにおいても小屋組は書かれていますが軸部は書かれておりません。鎌倉時代の民家の

非常に未熟であります、これがやはり特徴になります。それで今日のレジュメでたとえば田染組中村絵図というものは調査が始まるまで所在が不明だったのですが、幸いにも『概報Ⅲ』で紹介することができます。この絵図で民家が沢山建っていますが、その形を見ますと、やはり屋根は明瞭ですが、それにひきかえ軸部の方は、ちょっと描き方が弱いわけです。これも軸部の未熟さを示すものであります。これに反して寺院や堂は軸部も構造的に描かれています。そういう目でみると『日本歴史』の六月号、つまり今月号になりますが、「普通寺の伽藍並びに寺領絵図」が紹介されています。これは重要文化財だそうですが、まことに普通寺の伽藍配置がのっています。非常に立派な小屋組と軸部を持っています。しかしながらそのまわりの民家を見ますと、小屋組だけしか描かれておりません。この普通寺並びに寺領絵図は鎌倉時代のものなんですが、民家がたくさん書いてあるわけです。今まで私は、これに類似した絵図を見た場合、重要な部分だけをしつかり書いて、あとは程々に書いたからこういう事になつたと考えてきました。ところが、そうではなくてこういう書き方の中に当時の民家に対する意識が存在したらしいことがあります。すなわちここにおいても小屋組は書かれていますが軸部は書かれておりません。鎌倉時代の民家の

現実を反映しているんだと少なくともそういう意識を持つて書いているんだと思います。先程言いましたように普通の庶民が大きな建具がおさまるような軸部をもつて約千年かかるということになるわけです。つまりそういうふうに考えてもらいますと、寺院建築で石が利用され、それが一般の生活に使われるようになるまでには気の遠くなるような長い年月がかかる理由がわかります。よく知られていますように山上憶良は「直土にわらとき敷きて」というように読んでいるわけです。つまり一般の人間というのは地面、家の地面にわらを敷いてその上に寝ているんだということであり、これは奈良時代の情景と一般に説明されているんですけれども、これを考えていくともっと後の時代まで「わらとき敷きて寝る」とどうもそのような気がいたします。

先日熊本に行く用事がありましてその際に「隈部館」遺跡を見学しました。この隈部館は県指定の史蹟になつていて、大体十六世紀の後半に建てられたということです。隈部氏といふのは、中世の大友氏を研究している人にはかなりお馴じみの豪族ですが、この館の跡が残っているのです。そうしますと地面の上一面に石が敷いてあるところがありましてなんでこんなに石が必要なのか、私はわからなかつたわけですが、その時熊本県文化課の桑原憲昭さんの説明によりますとこれはコロバシネダの礎石であったという事です。床をはるときにネダ（根太）とツカ（束）が必要になります。またコロバシネダというのがあります。すなわちこれはほとんど地面と同じ高さのところにネダをずっと並べておくわけです。その上に床を敷くというわけです。床と地面との間は、五センチから十センチぐらいしか空間がありません。さき程いいましたように「直土にわらとき敷きて」という状況というのが非常に長く続くわけですが、それと共に一般の農民の間ではおそらくコロバシネダをずっとおしてその上に床をのせてすこし直土よりはましな生活ができるという状況が營まれた。あるいは中世の一般的な姿かもしれません。一般農民が立派な軸部構造を持つには、千年から二千年あるいはその前の弥生もしくは縄文の竪穴式住居の時代から見ますと何千年かの歴史をもつてゐるということです。

四 村落における石の利用

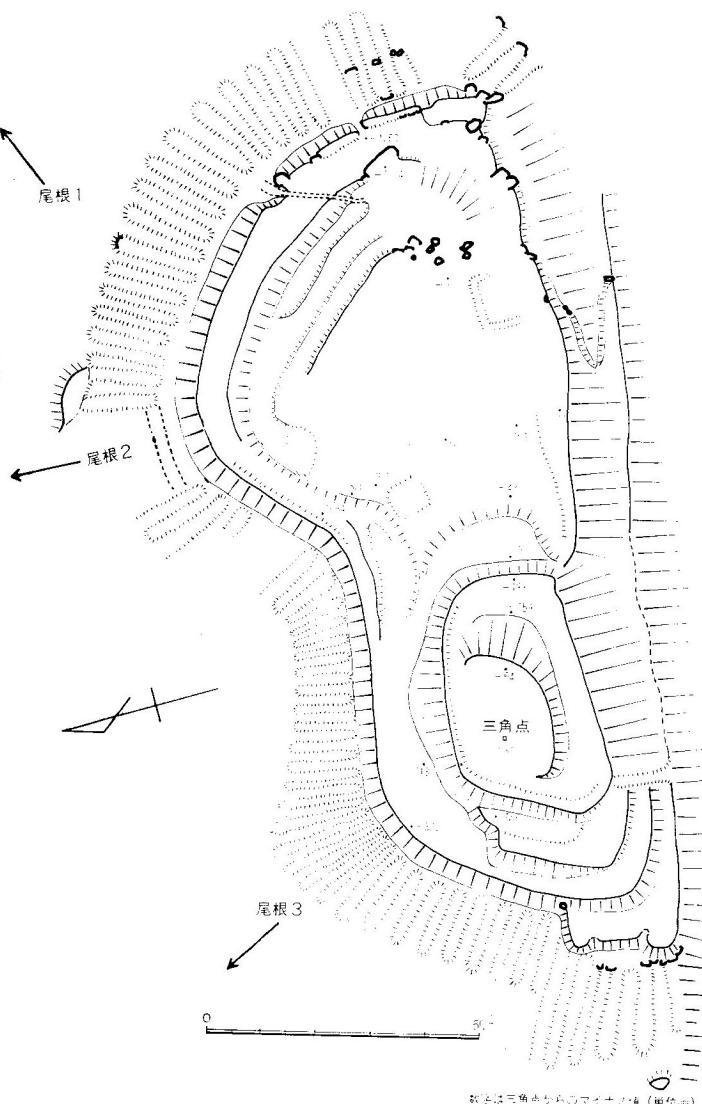
ここで民家の問題はひとまずおきます。次に問題になりますのは水田についてですけれども東大の史学会で昨年シンポジウムが開かれたわけですが、その際に竹本豊重さんが備中国新見荘の例を紹介されました。その中で棚田の成立時期を考察されました。棚田はもちろん国東にも見られます。いわゆるだんだんになった田であります。大分で申しますと国東の方では、この棚田が、かなり石垣積みになっています。大野郡あたりに行きますと土破のままになっているところも多く見うけられます。こういう棚田は中世以来あつたに相違ないと思いますが、それが石垣作りにするとノリ面がなくなり、水田面積が増えるわけであります。土破よりも垂直に石垣が作られるために水田面積が増大し、そうすると生産力が飛躍的発達するわけです。おそらく倍いかい面積になるだろうと思われます。竹本さんは文化文政期にこういう石垣の棚田が農村に広がっていったと言われております。すなわち十九世紀のはじめであります。それまで農民はこういう土破の棚田しか作れなかつた。この時期になってようやく石垣積みの水田ができるわけであります。私も直接話をうかがつたわけではなくて石井進先生から教えていただきました。さき程の貫屋の話と共通性が出てくるわけであります。我々も今まで何か石垣を積んだ棚田があるとこれは中世的な景観であるだらうと言つていたわけですが、それ程簡単に言えないことがはつきりしてきました。

石の利用ということでもう一つ例を付け加えますとこれは田染荘の概報¹で紹介したわけであります。この地域の一般的な傾向として、だいたい近世墓地ですと元禄・享保ぐらいに石碑が建ち始める。田染の例で言いますとやや平べつなくてはご板のような感じのする安山岩質のものであります。下にはぞがありますが、安定していないのでようやく建つているというような感じのものがまず出現します。しかしながら、こういうのは庄屋クラスの墓地であります。ところが時代が下りますと一般に行われています角柱型の石碑に変化していきます。こうなりますとようやく庶民にも石の墓碑を建てられる、そういうこ

となるわけですが、それが十八世紀の半ばであります。大体宝暦・明和の年号をもつものが庶民の間に普及していくことが認められます。そのように考えますと、この貫屋と棚田と墓碑の関係でありますか、つまり墓碑は、一世代か二世代ぐらいは先行するだろう。そして棚田と家というものが同時に石を利用して作られるということであります。このように見て参りますと、いわゆる庶民の間で石の利用というのは、十八世紀前半にまず信仰遺跡から始まってやがてそれが生活に役立っていくのは十八世紀後半以降であります。あるいはその三つが大体同時になってしまふものであるかも知れない。墓碑でも非常に心がけのよい人は生前に石碑を自分で作るでしょうけど、普通の人は子供が作るということになりますから、そうしますとそれが、全部同じ時期になってしまふということも考えられます。このように考えてみると住居・水田・(12)信仰遺跡という村落にとって非常に重要な要素になるものが、十九世紀前半に大きな画期があったということがわかるわけです。そうしますと我々が非常に古いのではないかと思ってながめる集落景観というものはたしか二百年くらいの歴史しか持っていない可能性があるわけです。

さらに視点をかえて考えてみたいと思いますが、やはり石というものを考える場合もう一つの重要な要素は城であります。今日のレジュメには『豊後国田染荘』Ⅲ所収の鳥帽子岳城略測図を載せておきましたが、これは、田染荘政所として知られる古庄氏の居城であったと言われています。この鳥帽子岳城の虎口には巨大的な石を使っています。ここから長く土塁が伸び、北側の斜面にいわゆる敵状堅堀を六十本近く確認することができます。因にこういう敵状堅堀といいますのは、大友氏がかなり力を入れて作った築城技術であります。と申しますのは、例えば肥後にきますとこういう堅堀の概念がありません。熊本は全国に先がけて山城の全県下の分布調査をやっております。ですから城というものを一番よく把握している県になるわけですが、熊本の場合の堅堀というのは、例えば、まず館になるような舌状台地があり、そのまわりに堀がめぐっており裏に山がある。その山の等高線に垂直に堀が山のぼっていくわけです。これが堅堀といつてはいる一つの類型です。もう一つの堅堀は、尾根上に山城がある場合です。こうあるとしますと、尾根の細いところを空堀で切ります。熊本の場合

鳥帽子岳城跡略測図



数字は三角点(493.7m)からのマイナス値単位cm)

だと、二つ切つてあるわけです。これを二重堀と呼んでいるようですが、この二重堀が、尾根を切るだけでなく左右にどんどん下の方にものびていってやはり等高線に垂直になります。これが堅堀の第二例であります。したがいまして敵状堅堀というのは熊本では検証していないと言えます。私の狭い知見の範囲では豊前の丸山の松山城に行きますとやはりこのようない堅堀が



鳥帽子岳城の虎口

あります。それから越前朝倉館の裏にあります山城にはやはりこの畝状堅堀があるようです。実はこれは私自身調査したわけではありません。西日本一帯こういうのはあるんですが、玖珠郡の伐株山城の報告書にも、このような事例が載せられているわけです。鳥帽子岳城では虎口に巨石を使っているという話をしたわけですが、実は山城を見ていく場合これだけ石が使つてあるというのはむしろ例外的存在であります。と言いますのは、東国の城郭を研究している人に最近話をうかがったところでは、城として非常に繩張がよく出来ている後北条氏の城郭においても石垣の使用例は稀だそうです。そうしますとどうも東国でも九州でも天文・永禄年間ぐらいまでは戦国大名も石垣の築造に對してあまり熱意を示していなかつたと言えます。以上のように東国、九州がこのようであつたとしますと石垣をともなつた建造物が恒常に存在したのは畿内でありまして、これは比叡山・高野山周辺の山岳寺院等ではかなり古代的な伝統を伝えていたと考えられます。周知のように古代には築城においても神籠石などの例がありますし、鎌倉時代にも元寇の防壁の例があります。ですから石そのものを築城に利用するということを日本人が知らなかつたわけはないのですが、しかし長い間使われていなかつたという実状があるわけです。したがつて、ここでも織田信長の天才性が非常に光るところであります。

例の鉄砲の大規模使用などで近代に繼がる戦術形態を確立したと同様に石を大量に使用するというものは信長によつて始められたと見て誤りはありません。そのような技術が一早く入つて来たのは豊後の場合は國東の鞍懸城であるといわれています。大体天正年間の始めに安土城の築城はあるわけですが、天正七年になると豊後の国でも石垣を使つた城というものができてくる。これが鞍懸城です。ご存知のように慶長・元和のころまでは、大規模な石垣の使用があつて、そして築城ブームといつたものがあつたわけで、その後に石垣を作つた石工の技術は、村落に伝えられたんだんと一般に広められていくわけですが、それが

庶民の手にとどくまでには、それから二百年間かかることになります。このように玖珠郡の小竿遺跡の調査に参加してから石というものを考えるようになつたわけです。

ここで問題となります事は、農村の景観が十九世紀の前半を境として大きく変わったということです。我々が、ここは近世的な村落景観だと思っているものは、いわゆる低地から傾斜地に水田が広がつていて傾斜交換点に石垣を積んで屋敷を作つてゐる。しかもかなり高く、二メートルを越すようなものも広く見られ、そういう姿は豊後国では、いわば古典的に見られるわけです。国立歴史民俗博物館の福田アジオさんという著名な民俗学者がいらっしゃいますが、新幹線の車窓から見る風景について講演されています。それによりますと西国では集落は小さくまとまっていて一つの屋敷地に小さな建物がたくさんあるといふ指摘をされています。そして西国には夫婦の単位ごとに一軒の家を所有するのが一般であり、東国のように大きな家屋に数世代の家族が同居するのとは異質のものがあると言われています。これは例の「肥後藩人畜改帳」でも確認されているところですから、このような傾向というのは西国では古くからある。東国の方はとにかく家が大きくそこに三家族ぐらいいっしょに住んでいたということです。ところが西国の方は、近世の初頭ぐらいから小さい家を立てて住み分けていくという状況がでてくるわけです。因に申しますと、田染の調査を始めたときに近世の庄屋屋敷の遺存例を見せてもらいましたが、非常に小さい印象をうけました。東国でいいますと、中クラスの農家という感じでした。しかし今考えてみるとどうもそういう家屋形態も東国・西国の差というのがあったということも考えられます。この点は福田先生の意見というのは非常に重要な思想です。

五 十九世紀前半の壁

以上お話ししましたことは、莊園村落の景観復原をやつていく上で大きな問題であります。つまり十九世紀の壁をどうやつて突破するか、あるいはできないか、それによって莊園村落の復原を行えるか否かの決め手になるわけです。我々は十九世紀

以降にできた集落を見て、これは莊園時代のものであるといつてしまふ可能性が非常に高く、また私自身もそのようなあやまちをおかしていたところもあるわけです。ところが今日、お話ししましたように玖珠郡の中山田村の例でありますと十八世紀まで存在して、あるいは十八世紀に生まれて十九世紀までに消滅してしまった集落というものが他地域にもあるらしいということになるわけです。それは堀立柱住居の集落ということになります。

そうしますと十九世紀の壁をどうやって破るかという事が問題になるのですが、その際にお願いしたいことは特に近世史の人たちなんですが、十七世紀から十八世紀の村落景観と十九世紀のそれとどこが違うかというある種の法則性が出れば我々の莊園村落の研究にとってもありがたいということが、あるわけです。私の乏しい知識から言いますと、近世前期と後期には、社会構造はかなり変化しているということあります。それが村落景観にどうはねかえったか、そのところを是非近世史の方に明らかにしてもらいたいと考えております。もしその法則性が明らかにされば、十九世紀前後の壁というのは突破できるだろうといえます。ところが、例えば木村先生の話、あるいは本を読ませていただいても非常に詳細に研究されておられるのですが、今一つこの点が明確になっていないようであります。何か今見る村落景観というのは近世の初頭に出て上がったんだというように近世史の方々の本を読んでいるとそのようにしか読み取れないような書かれ方をしておられます。私の理解するところ、近世初頭の村切りでできあがった村落の構造に関する研究は二つの方向があつて一つは近世の農村が非常に荒廃していく状況があるという指摘と、一方では流通経済が発達して非常に向上していくのです。その二つの視点が私の頭の中ではどのように結合すべきなのか十分に理解できないのでありますが、そのような指摘が一体村落景観にどのようにはねかえるかということです。地図を見てこの集落が村落構造の変遷にともなつていつできて、いつ消えるのか、そういうことを明らかにしていただけると我々にとってもありがたいという次第であります。

当面、田染莊の調査の問題に限りますと、莊域内には、さいわいなことに十四枚程の村絵図が存在しており、これは元禄二年の正確な模写でありますと小さい図ではありますが、十七世紀後半の村落景観がわかります。中村の絵図に

ついて現在の地図に領域と水路を落してみました。絵図の正確さがおわかりになると思います。例えば中村を見ても小集落と言えるものは十数箇所確かにあります。そういうものは一つは明治二十二年の地籍図によつてその位置確認ができるかどうか、現在の状況はどうか、これを統計的に処理するだけでも必要な仕事になるだろうという気がいたします。つまり、それによつて一つの村落の変化率というのが近世前期から後期にかけてのものが出てゐるわけです。さき程言いましたように玖珠の小竿遺跡の例は、例外的なものであるといえるかどうか、近世初頭から現在見る集落というのは、形成されているという結論に達すればそれはそれでいいわけです。あるいはそのように言えないこともあるだらう。つまり掘立柱から貫屋にかわる中で集落 자체が移る場合、その際なるべく水田面積をたくさん取りたいということで傾斜面に石垣を積んで屋敷を建てて集落をまとめるという状況が十九世紀にはいつてあるのではないかという懸念があるわけです。このような点から見ますと田染の小崎地区の上の原という所では一つの古い集落のパターンを踏襲しているといえます。もちろん中世の集落そのものではありませんが。(14)つまり集落に大規模な石の利用がないわけです。それと同じことが大曲でも言えます。大曲に関しましては後藤宗俊氏の優れた論文が大分県地方史に載せられています。大曲地区は田染の中でも非常に小さい地域であります。このように金高さんという家があります。この方は永和元年銘の国東塔等を有する金高墓地を管理していらっしゃいます。その方が現在谷の下におりておられます。ところが、かつては上に家がありました。そうしますとその大曲の上に家があつた時の方が石垣をあまり利用していないわけであります。ところが金高さんが下におりてから三メートルぐらいの見上げるばかりの石垣を作つて家を建てておられます。そういう例からしても、石垣を多様している集落というのは、あまり遡れないのではないかと思うのであります。今日、以上のお話をしたわけですが、まとめますと庶民にとっての石の利用ということになります。その際、最初に話しましたのは、家屋の問題であります。次に水田の問題、最後が信仰遺跡で、これが十八世紀の半ばから十九世紀の前半に利用されるようになってきたわけであります。それに伴つて村落の景観も大きく変化したでしょう。したがつて莊園の調査を行う場合、それは大きな壁となりますのでこれを何とか突破しなければならないと考える訳です。

文献のある所で文献を使って研究しただけでは広域水田遺跡の破壊というのは絶対に防げないのであります。つまり全国的にみると文献の無い地域の方が圧倒的に多いのです。特に中世まで遡れば、そういう所で広域水田遺跡が破壊されていくわけですから、その際、何の記録もとられずに景観が一変していくという状態が一般的になつてゐるのです。しかし文献が無いからそこはもう調査をしなくてもいいということは絶対にならないのです。だから何とかしてそういう所で調査できる方法論というのを確立しなければならない。これが現在私に課せられている使命だと思います。その方法をここ二年の間に確立するんだということを考えております。

註

- (1) 田無市の市域全体が、近世においては田無村であった。村高は五百六十石ほどであり、皆畠である。
- (2) 『大分県史』古代篇II（一九八四年三月刊）第三章莊園公領制の成立と展開
- (3) 『信濃』三一―三（一九七九年三月）に全文が掲載されている。
- (4) 奈良国立文化財研究所では、条里制研究会集会の内容をまとめ、「条里制の諸問題」I・II・IIIとして刊行した。
- (5) 『中世史ハンドブック』の「莊園一覽」において、個別莊園で一篇以上論文があるところは百五十七箇所にすぎない。
- (6) 『小竿遺跡 大分県玖珠郡玖珠町大字山田所在遺跡の調査』（玖珠町教育委員会 一九八五年三月）
- (7) 下出源七編集 一九七四年刊行
- (8) 「近世初期における熊本地方の分棟型民家——肥後人畜改帳による——」（奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集『文化財論集』一九八三年）
- (9) 『村の語る日本の歴史 古代・中世篇』九八頁
- (10) 小寺平吉著『北海道の民家』（明玄書房一九六九年）
- (11) 『日本歴史』四四五号

(12) 村落の中では、寺院に続いて神社に石の利用が見られるようになるが、鳥居・石段等で一般に見られる早い例は寛文・延宝期のものである。

(13) 「日本社会の東と西」(『歴博』九号 一九八五年)

(14) 「ある△村落▽考—豊後高田市大曲地区の場合」(『大分県地方史』一〇八号 一九八三年)

〔後記〕

豊後田染荘の概要については、渡辺澄夫編『豊後国荘園公領史料集成一 豊後国田染荘・田原別符史料』(別府大学付属図書館 一九八四年)の「解説」に手際良くまとめられている。参考文献等についても、この書に詳しく紹介されているので重複を避けるが、未紹介のものについて列挙しておく。

- (1) 宮井俊子「宇佐宮領田染荘」(『月刊歴史』一八号 一九七〇年)
- (2) 村井章介「正和の神領興行法をめぐって」(『歴史学研究』四五九号 一九七八年)
- (3) 段上達雄「村落構造と信仰」(『大分県地方史』一〇七号 一九八一年)
- (4) 服部英雄「文化財保護行政上の課題としての中世遺跡ならびに広域水田遺跡」(『日本歴史』四二七号 一九八三年)
- (5) 真野和夫「田染荘の調査」(『考古学ジャーナル』二四一号 一九八五年)